

ごみ処理の課題と今後の方向性

1 尼崎市のごみ処理（まとめ）

（1）排出の状況

ア 家庭系ごみ

・燃やすごみの排出量は、平成 25 年度の「燃やすごみの日」と「紙類・衣類の日」の収集回収の変更により、これまで燃やすごみとして排出されていた資源化可能な紙類の分別排出が進んだことで減量が進み、平成 30 年度は平成 21 年度と比較すると約 13.3%（約 11,695 t）減少となっています。

・燃やすごみの減量に伴い家庭系ごみ全体の排出量も減少していますが、近年、家庭系ごみのいずれの品目も増加傾向を示しています。

イ 事業系ごみ

・事業系ごみの排出量は、搬入時の検査の実施等により、平成 30 年度は平成 21 年度と比較すると約 8.2%（約 4,775 t）減少となっていますが、平成 24 年度以降は横ばい傾向となっています。

（2）目標の達成状況

現行の一般廃棄物処理基本計画最終年度である令和 2 年度の目標達成状況は次のとおりです。

表 1 現行計画の目標達成状況

目標	基準年度 (H21)	目標値 (R02)	実績 (R01 速報値)	達成状況	
1 人 1 日あたりの 燃やすごみ量	520 g	480 g	457 g	○	収集回数の変更等により減量が進み、平成 27 年度には目標を達成
事業系ごみ量	58,525 t	52,672 t	51,431 t	○	搬入時の検査等により減量が進み、目標を達成
焼却対象ごみ量	154,395 t	136,299 t	134,335 t	○	家庭系ごみと事業系ごみの減量に伴い減量が進み、目標を達成

（3）ごみ処理施設整備計画

ア クリーンセンター第 1 工場の廃止

・令和 7 年度で耐用年数を迎えるクリーンセンター第 1 工場を廃止し、令和 8 年度以降は第 2 工場の 1 施設体制で焼却処理を行います。

イ 新ごみ処理施設の整備

・クリーンセンター第 2 工場と破砕・選別施設である資源リサイクルセンターについては、令和 12 年度にそれぞれ稼働後 25 年、35 年を迎えるため、令和 13 年度に向け老朽化に伴う新たなごみ処理施設の整備を計画しています。

2 廃棄物を取り巻く国内外の動向

(1) 国際的な動向

ア 持続可能な開発目標 (SDGs) (平成 27 年 9 月)

- ・持続可能な世界を実現するため、食品ロスの削減や海洋ごみ対策などの環境問題を含む 17 のゴールと 169 のターゲットから構成される国際目標

イ 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン (令和元年 6 月)

- ・G20 大阪サミットにおいて、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を 2050 年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を共有

(2) 国の動向

ア 第 4 次循環型社会形成推進基本計画 (平成 30 年 6 月)

- ・これまでのリサイクル率の向上や最終処分量の削減等に関する施策に加え、経済的側面や社会的側面にも視野を拡大
- ・食品ロス削減やプラスチックごみ対策などの国際的な課題、高齢化社会や災害時に対応した廃棄物処理体制の構築などを反映

主な目標値 (目標年次: 令和 7 年度)

	国目標	尼崎市(令和元年度見込)
・1人1日あたりのごみ排出量	約 850 g/人・日	約 932 g/人・日
・1人1日あたりの家庭系ごみ(※)排出量	約 440 g/人・日	約 500 g/人・日

イ 食品ロスの削減の推進に関する法律 (令和元年 5 月)

- ・国民、事業者の食品ロス削減努力を規定
- ・市町村の食品ロス削減推進計画策定の努力義務を規定

ウ 食品リサイクル法に基づく新たな基本方針 (令和元年 7 月)

- ・事業系食品ロス量削減目標、発生抑制目標、再生利用等実施率の 3 種類の目標値を設定

食品ロスに関する主な目標値 (目標年次: 令和 12 年度)

- ・家庭系食品ロス 平成 12 年度比の半減 (第 4 次循環型社会形成推進基本計画)
- ・事業系食品ロス 平成 12 年度比の半減 (食品リサイクル法に基づく新たな基本方針)

エ プラスチック資源循環戦略 (令和元年 5 月)

- ・海洋プラスチックごみ問題や地球温暖化等の幅広い課題に対応するための重点戦略として、リデュースの徹底やリサイクルの促進による資源循環、マイクロプラスチックの流出抑制やポイ捨て・不法投棄撲滅等による海洋プラスチック対策を規定

マイルストーン

- ・令和 12 年までにワンウェイプラスチックを 25%削減
- ・令和 12 年までに容器包装プラスチックの 6 割をリユースリサイクル など

オ プラスチック製買物袋の有料化 (令和 2 年 7 月予定)

- ・令和元年 12 月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の関係省令を改正し、小売事業におけるプラスチック製買物袋の有料化を義務付け

カ 災害廃棄物処理対策

- ・平成 27 年 8 月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「災害対策基本法」を改正し、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を規定

キ 気候変動適応法（平成 30 年 12 月）

- ・市町村の地域気候変動適応計画策定の努力義務を規定
- ・令和元年 12 月に「地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドライン」を策定。廃棄物・リサイクル分野の適応策を一般廃棄物処理基本計画等に位置付けることを明記

（3）県の動向

ア 兵庫県廃棄物処理計画（平成 30 年 8 月）

- ・家庭系では食品ロスの削減や古紙の再生利用、事業系では紙ごみの分別、食品ロスの削減などの取り組みを推進

主な目標値（目標年次：令和 7 年度）

	県目標	尼崎市(令和元年度見込)
・1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	約 463 g/人・日	約 500 g/人・日
・1人1日あたりの事業系ごみ排出量	約 241 g/人・日	約 315 g/人・日

（※1）家庭系ごみ排出量

集団回収量、資源ごみ等を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量（「燃やすごみ」、「金属製小型ごみ」、「大型ごみ」、「臨時ごみ」、「持ち込みごみ」）

[定義]第4次循環型社会形成推進基本計画

3 ごみ処理の課題と今後の方向性

現状における市自身による評価と市民・事業者からの意見、さらには今後のごみ処理施設の整備計画や国内外の動向を踏まえ、今後の市が解決すべき課題は次のとおりです。

(1) ごみの減量化と資源化

今後のごみ処理施設の集約化と更新に向け、より一層のごみ減量化・資源化の推進が必要です。

ア 家庭系ごみ

(ア) 食品廃棄物(生ごみ)→食品ロスの削減が必要です

- ・食品廃棄物の排出量は燃やすごみ中の約 35.0% (約 26,636 t) と最も多くの割合を占めており、その排出量の推移は横ばい傾向にあるため、抑制が必要です。
- ・特に、食品廃棄物中の約 35% (約 9,323 t) を「ごみにしないことが可能な食品ロス」が占めており、食品ロス削減に向けた取組みが必要です。

(イ) 資源化可能な紙類→雑がみの資源化の推進が必要です

- ・資源化可能な紙類は、現行計画において収集回数の増加を行い分別排出が進んだ一方、平成 30 年度実績においても燃やすごみ中に約 13.6% (約 10,350 t) 残っていることから、一層の資源化の推進が必要です。
- ・特に、雑がみについては、燃やすごみに排出している市民の割合が多く、分別排出の徹底に向けた取組みが必要です。

(ウ) プラスチックごみ→減量化・資源化の考え方について再度検討が必要です

- ・資源循環、地球温暖化や海洋汚染対策の観点からプラスチックごみが国際的な課題となっています。国のプラスチック資源循環戦略では、プラスチックの使用削減や資源化に係るマイルストーンが設定されていることから、本市のプラスチック処理の考え方との整合性の検討が必要です。
- ・プラスチックは燃やすごみ中の約 18.9% (約 14,384 t) を占めており、その排出量の推移は横ばい傾向にあるため、抑制が必要です。
- ・容器包装プラスチックのうち、その他プラ容器は燃やすごみとして収集し、焼却及び熱回収を行っています。ペットボトルは分別収集し、指定法人ルートで資源化を行っていますが、汚れなど品質が低く、令和元年度は引き渡し価格が無償となっています。
- ・プラスチックについては、国内外の動向、排出状況やコスト等様々な観点を踏まえたうえで、発生・排出抑制から資源化等様々な取組みの検討が必要です。

(エ) 大型ごみ、金属製小型ごみ→リユースの促進が必要です

- ・大型ごみや金属製小型ごみの排出量が増加していることから、抑制が必要です。
- ・市民意見聴取では、リユースについて興味を持つ意見が多くあったことから、大型ごみや金属製小型ごみの排出削減につながる市民のリユースを活性化させる取組みが必要です。

イ 事業系ごみ

(ア) 産業廃棄物、資源物→適正処理の指導と共に、資源化の促進が必要です

- ・事業系ごみの組成分析結果では、クリーンセンターへの搬入ができないプラスチック類や金属類などの産業廃棄物が約 13.9% (約 7,458 t)、資源化可能な紙類が約 21.2% (約 11,375 t) 並びにびん・缶・ペットボトルが約 3.8% (約 2,039 t) 含まれています。これらについては、適正処理を指導するとともにできる限りの資源化を促進する取組みが必要です。

・事業系廃棄物の処理責任は事業者にあります。収集作業の担い手不足や中国の資源買取縮小による古紙等の資源価格下落により、適正処理や資源化に取り組むコストが上昇基調にあり、適正処理や資源化への誘導には工夫が必要です。

(イ) 食品廃棄物→食品ロスの削減が必要です

・食品廃棄物の排出量は事業系ごみ中の約 22.4% (約 12,019 t) を占めており、家庭系ごみの食品廃棄物と同様に抑制が必要です。

(2) ごみ処理体制

ア 収集運搬体制→担い手の減少及び収集ごみ種の増加への対応が必要です

・人口減少による収集運搬の担い手不足が今後予想されます。一方、リチウムイオン電池などの危険ごみや遺品整理ごみなど、新たに収集が求められるごみ種も生じていることから、安定した収集の確保に向けた対応が必要です。

イ 処分体制→安定した処理と処理コストの低減が必要です

・令和 7 年度にクリーンセンター第 1 工場を廃止し、以降、第 2 工場のみで焼却処理を行う予定です。1 施設体制においても、安定的な処理を継続できるよう取組みが必要です。
・令和 13 年度に稼働予定の新ごみ処理施設の整備にあたっては、施設規模や運用方法の最適化による建設コストや運用コストの低減化が必要です。

ウ 緊急事態対応→災害など緊急時にあらかじめの備えが必要です

・地球温暖化に伴う気候変動による自然災害の激甚・頻発化が予想されることから、自然災害時の事業継続のため事前の備えが必要です。
・新型コロナウイルス等やごみ処理施設の故障等、様々なリスクにおいても、安定したごみ処理が行えるよう対応が必要です。

(3) 環境負荷低減

ア 海洋プラスチック→海洋への流出対策が必要です

・国が策定した「プラスチック資源循環戦略」では、不法投棄やポイ捨ての防止等、美化・清掃活動と一体となったプラスチックの陸域から海域への流出対策が必要です。

イ 温室効果ガス→低減に向けた取組みが必要です

・ごみ処理において地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量を削減するために、プラスチックごみの削減や、より効果的な処理方法についての検討が必要です。

(4) その他

ア 高齢化社会への対応→高齢者等のごみ出し支援の検討が必要です

・尼崎市における 65 歳以上人口は 27.4% を占めており、今後も一層の高齢化の進行が予測されています。
・市民意見聴取においては、「高齢者や自力でごみ出しができない人への支援」が求められており、支援体制の整備等についての検討が必要です。

イ 情報発信の整備→地域のあらゆる主体に情報を届ける取組みが必要です

・市民意見聴取においては、外国人、転入者、高齢者やホームページを利用できない人への情報発信の充実を求める意見がありました。また、年齢層によって主な情報入手方法に大きな違いが生じています。地域のあらゆる主体に対し情報を届ける取組みが必要です。

ウ 地域におけるごみ課題の解決→それぞれの課題への対応が必要です

- ・集合住宅におけるごみ出しマナーについての苦情が多くあることから、対応が必要です。
- ・市民意見聴取では、カラスによる被害に対する支援や、持ち去り対策、違法な不用品回収に対する正しい情報の発信を求める意見があり、対応の検討が必要です。
- ・少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化など、社会変化による地域コミュニティの機能変化にも対応する必要があります。

以 上